

農業の担い手問題とJAの対応

神奈川県下に住む畏友で農学博士の三廻部真巳氏から衝撃的な手紙が届いた。

「わが村を見ても後継者がいる農家は一軒ありません。みんな高齢専業農家です。作業受託のオペレーターも高齢のため、新規の委託申し込みは断っています。ギブアップの状態です。耕作放棄の水田には葎，ミカン畑には竹が生えています。既に農地は担保価値がゼロです。どうやら農業経営者の実力が他企業と同様に問われる時代になりました」。

耕作放棄地は全国で，すでに34万haに達している。その空き間を埋めるように，株式会社の農業参入が目立つ。その実態については本誌2004年12月号に掲載された，主任研究員室屋有宏氏のレポートが詳細で，しかも鋭い観察眼が随所に光っている。参入の主体は地場中小企業と大企業に二分される。

前者では，建設業のケースが注目される。私の所属する農政ジャーナリストの会の調査では長野，新潟の両県でこのケースが多い。不況による公共事業の削減がその背景にあり，労働力は自社従業員の配置転換で賄っている。従業員は農家の子弟が多いこと，建設業のノウハウが活用できることも大きな要因となっている。

半面，ビッグビジネスの参入ケースは，カゴメに見るように地元農業法人との契約栽培の形が典型的である。園芸分野に先行する，大手商社による畜産インテグレーションも，その多くは農家との契約飼育方式である。農家は価格変動の経営リスクを背負うよりも賃労働（その多くはチープレーバー）の安定性を選ぶパターンが一般的だ。

双日ホールディングス（旧日商岩井）も，25の農業生産法人と契約し，農産物販売の「夢百菜共和国」を設立。三菱商事はキューピーとの共同出資でカット野菜の「サラダクラブ」を立ち上げ，原料野菜を農家や農協との契約栽培で調達している。居酒屋チェーンのワタミやワインメーカーのメルシャンは，自社農場での生産に乗り出している。

ビッグビジネスでは，JFE，麒麟ビール，セコム，三井物産，トーメンなどの農業参入も目立つ。しかも留意すべきは，内閣府が進める構造改革特区が企業の農業参入の突破口となりつつあることだ。

農業サイドとして最も気になるのは、各社が依存する農業労働力は、結局のところＪＡの組合員農家を標的としていることである。これは契約栽培の形であれ雇用の形であれ、企業によるＪＡ組合員の囲い込みであり、ＪＡの存立基盤への“侵蝕”である。

ＪＡグループでは全中、県中に担い手対策室を設置。農業内発型法人、農協出資型法人などへの融資機関として、農林漁業金融公庫、地方公共団体等とともに、アグリビジネス投資育成(株)を02年10月に発足させ、農業法人の育成に力を入れていくこととなった。心強い動きだ。農業内発型の合同会社と新規参入型株式会社との“荒野の決闘”が21世紀日本農業の新たな構図として浮かび上がってきた。

担い手問題の焦点は、農政の支援対象をどの範囲に限定するかという問題となる。農林水産省は当然のことながら“バラ撒き農政”を避けるために範囲を絞ろうとする。土地利用型農業の分野では、米政策における担い手経営安定対策の要件として、都府県4ha、北海道10ha、集落営農20haの線を打ち出している。

問題は集落営農だが、私の取材経験では、やはりその基本的パターンは作業の受委託組織である。受託するコントラクター（機械のオペレーター）が経理まで一括管理する「特定農業団体」は、当然支援の対象とすべきだろう。

カントリーエレベーターなど共同乾燥施設の利用者名簿を山形県下で見たことがある。ほぼ20名前後がグループとなっており、同じ品種、同じ作型のイネ栽培をしている。このグループが集落営農に相当する。共乾施設は“共感施設”なのである。機械の共同利用や営農の一括管理ができる経営主体は、担い手集団として位置付け育成していくべきだ。

農林水産省は、農地法の改正により、農地を持ちながら作物を栽培しない地権者に対し、農地の貸出や売却を求め、要請に応じない場合には規模拡大志向農家や株式会社などに強制的に貸し出す耕作放棄対策を強行するようだ。また担い手の農地借入を簡単にするため、農地の貸付信託も拡充させる。いずれにせよ、農業に一生を賭けようとする専業志向者に道を拓く施策の積極的な展開に期待したい。

（農政ジャーナリスト 鈴木俊彦・すずきとしひこ）